

## 12 境港総合技術高等学校生徒指導要項

### 1 生徒指導の目的

生徒指導が、生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支え、同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的として行われる教育活動であることに鑑み、全ての生徒にとって個々の可能性の伸長と学校生活が有意義なものとなるよう適切な生徒指導を行うものとする。

### 2 生徒指導の基本方針

- (1) 学級担任、学級副担任、教科担任、部活動顧問など全教職員の日常の人的な触れ合いに基づき、きめ細かい観察や面接などにより、広い視野から生徒理解を行う。
- (2) 学級担任を中心として日頃から学校の教育理念・教育目標や指導方針等について生徒・保護者へ説明するとともに、生徒の状況等について保護者に連絡し理解を得る。

### 3 基本的生活習慣に関する生徒指導

#### (1) 頭 髪

##### ア 基本事項

- ・清潔であり、不快感を与えないものとする。
- ・そのまま面接試験等に対応できる頭髪とする。  
(モヒカン、剃り込みやラインを入れるカット、ワックス等の整髪料の使用、パーマやアイロン等を使用した変形的な髪形などは禁止)
- ・頭髪の変色(ドライヤー・ヘアアイロン・パーマなどによる意図しない頭髪の変色、以前黒染めをしていたが色が落ちて変色が見られる場合など)は改善の対象とする。

##### イ 頭髪の長さ

- ・長さの基準は『一般的に就職及び進学試験・面接等にふさわしい』とされる長さとする。

具体的に

- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 男子生徒 | 前 髪 → 顔がはっきりと見えるようにし、目にかからない。   |
|      | サイド → 髪が耳にかからない程度。              |
|      | 襟 足 → 髪がカッターシャツ・ブレザーの襟にかからない程度。 |
| 女子生徒 | 顔がはっきりと見えるようにし、目にかからない。         |
|      | 髪が長く束ねる場合は、髪留めは華美なものにならないようにする。 |

##### ウ その他

- ・各科の実習規則により、頭髪の指示は別途あり。

#### (2) 服装等

##### ア 基本事項

- ・制服、カッターシャツ、夏服オーバーブラウス、カーディガンは、全て学校指定のものとする。
- ・制服の着こなしについては、p33「ふさわしい着こなし例」を参考に、正しく着用すること。

##### イ 禁止事項

- ・化粧(色付きリップ・色付きシャンプー・アイプチ・まつ毛美容液など)、ズボン下げ(裾を引きずる)、短いスカート(基準は膝が隠れる程度)、ブレザーからのシャツ出し・襟だし等は違反とする。
- ・ピアス、カラーコンタクト、アクセサリー等の着用を禁止する。違反した場合は学校預かりとし、保護者へ返却する。
- ・手鏡、クシ、薬用リップ(無色)、日焼け止め(無色)等を除く化粧品、その他学校生活に不必要な物の持ち込みを禁止する。

### (3) 頭髪・服装指導

- ・年に6回程度、頭髪・服装指導を一斉に実施する。
- ・違反している場合の指導については、次表のとおりとする。

一斉指導で違反している場合	改善を指導し後日再指導を実施する
再指導でも改善されていない場合	改善を指導する(保護者連絡をするとともに、指導を継続する)

※頭髪服装指導日程(案)

- ・1学期:4月(年度初め)、6月
- ・2学期:8月末(夏季休業明け)、11月
- ・3学期:1月(冬季休業明け)、2月(3年生のみ卒業式前)、3月(1・2年生のみ)
- ・その他:3年生は進路のために必要な場合は別途実施する。

### (4) 遅刻指導

- ・始業8時55分のチャイムが鳴るまでに自クラスの教室の自席に着席していない場合は、遅刻とする。
- ・遅刻の指導については、次表のとおりとする。

状 況	指導内容
(1)月に2回遅刻した場合	学級担任が保護者に連絡し遅刻しないよう指導する。
(2)月に3回遅刻した場合	保護者召喚の上、学年主任注意を行う。
(3)4月始業日から第1学期期末考査最終日までに7回以上遅刻した場合	保護者に連絡し、当該学年団で夏季休業中に改善を求める指導を行う。
(4)第1学期期末考査翌日から第2学期期末考査最終日までに9回以上遅刻した場合	保護者に連絡し、当該学年団で冬季休業中に改善を求める指導を行う。
(5)第2学期期末考査翌日から学年末考査最終日までに6回(3年次は4回)以上遅刻した場合	保護者に連絡し、当該学年団で春季休業中(3年次は2月中)に改善を求める指導を行う。

ただし、欠席した日は遅刻回数に含めないものとする。また、通院など特別な理由が認められる場合も同様とする。

### (5) 携帯電話・スマートフォン等の使用

#### ア 基本事項

- ・学校内での使用は禁止し、学校内では電源を切り、目に付くところには所持しないこととする。(バックの中または制服のポケット内で保管)
- ・考査中の使用は不正行為とし、対応は6(2)に準ずる。(考査中はバックの中で保管する。それ以外の所持は認めない)
- ・放課後や緊急の要件等で使用する場合は、その旨を教員に相談することとする。
- ・公共の施設及び交通機関など携帯電話等の使用を制限されている場所ではその指示に従うものとする。
- ・SNSにおいて、他者の誹謗中傷や画像の無断掲載はあってはならない。この事案が発生した場合には、問題行動事案として取扱うものとする。
- ・学校外での使用にあたっては、生徒会で定める「サカソウ・セブン」の規定を遵守するものとする。
- ・違反を繰り返す場合は問題行動として指導する。

## イ 指導①

- ・学校内において使用若しくは着信音やバイブが鳴った場合の指導は、次表のとおりとする。

1 回目	担任指導を行い、保護者に連絡した上で3日間は学校にいる間は担任に預け、下校前に担任から受け取る。
2 回目	学年主任指導を行い、保護者に連絡した上で1週間は学校にいる間は担任に預け、下校前に担任から受け取る。
3 回目	保護者召喚の上、生徒指導部注意を行い、1週間は学校にいる間は担任に預け、下校前に担任から受け取る。

※違反が3回を超えた場合の指導については、別途検討し指導する。

## ウ 指導②

- ・考查中に着信音やバイブが鳴った場合の指導は、次表のとおりとする。

1 回目	保護者召喚の上、学年主任注意を行い、1週間は学校にいる間は担任に預け、下校前に担任から受け取る。
2 回目	保護者召喚の上、生徒指導部注意を行い、1週間は学校にいる間は担任に預け、下校前に担任から受け取る。

※違反が2回を超えた場合の指導については、別途検討し指導する。

## (6) 外泊・深夜の外出

- ・無断外泊は禁止する。やむを得ない外泊については、保護者間で連絡を取り双方合意の上で外泊するものとする。
- ・午後10時以降の外出は禁止する。やむを得ず午後10時以降に外出する場合は、保護者同伴とする。

## 4 安全に関する生徒指導

### (1) 自転車関係

#### ア 基本事項

- ・自転車を運転する場合は、道路交通法(昭和35年法律第105号)並びに鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)を遵守する。  
特に、警音機不備、無灯火、並進などの違反がないよう十分留意する。
- ・自転車通学をしようとする場合には、「自転車通学許可願」を提出した上で、購入したステッカーを自転車に貼付するものとする。
- ・「自転車通学許可願」については、自転車防犯登録・自転車保険加入に加え、鳥取県支え愛交通安全条例(第16条・17条)により推奨されている乗車用ヘルメットを着用し、保護者も子どもにも自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めることも条件とする。

#### イ 指導

- ・自転車運転中に、二人乗り又は傘差し運転をした場合、携帯電話用装置その他の無線通話装置等(イヤホンを含む。)を使用した場合の指導は、次表のとおりとする。

1 回目	保護者に連絡した上で、生徒指導部注意を行う。
2 回目	交通安全講習を行い、保護者召喚の上で、生徒指導部注意を行う。
3 回目	保護者召喚の上、校長説諭を行う。

※違反が3回を超えた場合の指導については、別途検討し指導する。

### (2) 原動機付自転車関係

- ・自宅から最寄りの駅又はバス停留所までの間において、自転車通学が困難であると判断した場合は、申請により原動機付自転車での通学を許可する。
- ・ただし、事前に説明する「原動機付自転車使用ルール」に違反があった場合は、許可を取り消すこともある。

### (3) 普通乗用自動車運転免許取得に係る自動車学校への通学

・普通乗用自動車運転免許取得に係る自動車学校への通学許可要件は、次表のとおりとする。

3 学年夏季休業から許可	・第1学期の評定1の科目が2科目以内であること ・学校徴収金が第3学年の6月まで納入されていること	・無断遅刻、欠席、早退がないこと ・服装・頭髮等の違反がないこと
3 学年10月中旬から許可	・進路が内定している者 ・第1学期の評定1の科目が2科目以内であること ・10月までの学校徴収金が納入されていること	・入学後に交通違反(無免許運転、無断免許取得等)がないこと
3 学年冬季休業から許可	・第2学期の評定1の科目が2科目以内であること ・学校徴収金が全額納入されていること	
自由登校期間から許可	・第2学期の評定1の科目が2科目以内であること ・学校徴収金が全額納入されていること	

・自動車学校発行の卒業証明書は、卒業式まで自動車学校で保管する。  
・本試験の受験は卒業式以降とする。

### (4) その他

・「特定小型電動機付自転車(電動キックボード)」は、通学には使用できません。  
※スケートボードも同様に禁止です。

## 5 アルバイトに関する生徒指導

・アルバイトは原則として禁止とするが、第1学年第1学期を除き、やむを得ない場合にのみ下記の条件を満たしている場合に限り許可する。

・アルバイトの許可を受けた場合は、アルバイト先を報告するものとする。

### (1) アルバイト許可条件

- ①家庭の経済状態が困窮していると判断される場合(世帯の所得証明書等の書類で判断する)
- ②保護者から強い要望が出た場合
- ③申請時に学習成績、生活状況に問題がないこと
- ④業務の内容が危険を伴わずかつ高校生にふさわしいものであること
- ⑤その他、生徒の状況に応じて判断する

### (2) アルバイトを行う日等

・アルバイトを行う日に対応する許可条件及び許可願(届出)については、次表のとおりとする。

アルバイトを行う日	アルバイト許可条件	提出書類
平日	特別な事情がない限り禁止とする 許可の場合、(1)①～⑤を満たしていること	アルバイト許可願(年間許可用)
週休日・祝日	(1) ①～⑤を満たしていること	アルバイト許可願(年間許可用)
長期休業中等	(1) ①～⑤を満たしていること	アルバイト届出書(長期休業許可用)

・アルバイト許可願又はアルバイト届出書は、開始希望日の1週間前までに学級担任に提出する。

※授業態度および成績不良、その他、学校のルールを守らない事や問題行動等があった場合は、原則として許可を取消す。

### (3) 無断アルバイト等に対する指導

・無許可でアルバイトを行った場合の指導は、次表のとおりとする。

1 回目	保護者召喚の上、教頭説諭を行う
2 回目	自宅謹慎3日間

・無断アルバイトを繰り返した場合には、原則として卒業までアルバイトを許可しない。

※違反が2回を超えた場合の指導については、別途検討し指導する。

## 6 問題行動に対する生徒指導

### (1) 基本事項

- ・校則違反(審査中の不正行為を含む)、不正行為・犯罪行為(同席を含む)を問題行動とし、問題行動事案に関係する生徒に対し適切な指導等を行うものとする。
- ・問題行動の内容によっては、学校教育法施行規則第26条第2項に規定する懲戒処分を行う場合もある。

問題行動(例)	授業妨害、暴力行為、万引き、窃盗、深夜徘徊、喫煙、飲酒、いじめ、暴言 個人情報漏えい、セクハラ、不健全娯楽
---------	--

### (2) 対応

- ・鳥取県教育委員会「生徒指導に関するガイドライン」による対応を行うものとする。
  - ・問題行動事案に関係する生徒への対応は、以下の①～⑦とし、その他必要に応じて適切な対応を行うものとする。
- ① 発生した事案に関係する生徒から事情を確認し、事実関係を明らかにする。
  - ② 生徒指導委員会、職員会議での協議を踏まえ校長が指導方法を決定する。
  - ③ 指導対象となった生徒の学級担任が家庭訪問又は電話により保護者に事実関係を連絡する。
  - ④ 保護者を召喚し、校長説諭(又は生徒指導部注意)及び指導の申し渡しを行う。
  - ⑤ 自宅謹慎となった場合は、学級担任、学級副担任、学年主任、生徒指導部教員が適宜家庭訪問を行い、反省状況を確認する。
  - ⑥ 生徒指導委員会、職員会議での協議を踏まえ校長が自宅謹慎解除を決定する。
  - ⑦ 保護者を召喚し、自宅謹慎解除の申し渡しを行う。

指導(例)	退学勧奨、自宅謹慎、学校内謹慎、保護者召喚、校長説諭、生徒指導部嚴重注意
-------	--------------------------------------

### 各問題行動に対する指導期間

事 例	指導期間の目安	事 例	指導期間の目安
飲酒・喫煙	1週間	器物破損	1週間
万引き・窃盗	1週間	カンニング	1週間
占有離脱物横領	1週間	暴言・授業妨害	1週間
個人情報漏洩 誹謗中傷(SNS等)	1週間	免許無断取得 バイク等無断使用	1週間
JR等不正乗車	1週間	暴力・威圧行為	2週間
セクシュアルハラスメント	1週間	いじめ	2週間

※喫煙→葉巻タバコや加熱式タバコはもちろん、電子タバコもタバコに類するものとして扱う。

※上記事例に該当しない場合、指導期間の目安をもとに生徒指導委員会で指導内容・期間を決定する。また、外部機関と連携して調査等する場合には、この基準の適応外とする。

## 7 その他

- ・生徒指導における懲戒等に関する相談窓口を県教育委員会事務局高等学校課内に設けている。

相談窓口	県教育委員会事務局高等学校課指導担当
電 話	0857-26-7916
ファクシミリ	0857-26-0408